

所得税・消費税申告個別相談会及び確定申告に係る注意事項！

- ◇インボイス制度施行により適格請求書発行事業者となった方は消費税の申告が必要です。事前に税務署へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない場合は「本則課税」となりますのでご注意願います。

- ◇消費税申告について、簡易課税は売上を、本則課税は売上・仕入(経費)を必ず事前に税率ごとの区分経理にさせていただきますようお願いいたします。区分されていない場合は相談会での対応ができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

- ◇消費税申告「本則課税」の相談日は3月18日(火)のみとなりますので、お間違えのないようにお申込みください。

- ◇令和4年度売上が1,000万円以下で、インボイス登録事業者となった方の消費税申告については、簡易・本則に関わらず2割特例適用での計算となりますのでご了承ください。

- ◇令和6年分の所得(青色申告特別控除前)が400万円超、消費税の課税事業者である場合基準期間(令和4年)の課税売上高が3,000万円超の方は事前にご相談ください。

- ◇e-Tax 送信(電子申告)につきましては商工会での対応ができませんので、個人での送信をお願いいたします。なお、ブルーリターンソフトをご利用の方は送信時にマイナンバーカード及びICカードリーダーが必要となります。その他の会計ソフトをご利用の場合は各自ご確認をお願いいたします。国税庁の確定申告サイトからは、マイナンバーカード方式、またはID・パスワード方式にて送信することができます。(詳細は国税庁HP参照)

- ◇令和7年1月より、確定申告書を含む全ての書類への税務署の收受印が廃止となります。申告書の提出事実や年月日の確認が必要な場合は、e-Taxによる申告または各種情報取得サービスのご利用をお願いいたします。

※ご不明な点などございましたら三芳町商工会へお問合せください。